

九州佐賀国際空港フードパーク(フードコートエリア)運営事業者募集要領

第1 募集の内容

1 目的

九州佐賀国際空港フードパーク(飲食エリア)において、フードコートエリアの運営を行う事業者を公募により選定するため、必要な手続き等について定めるものです。

2 施設概要

- | | |
|---------|-----------------------------|
| (1) 施設名 | 九州佐賀国際空港 3階フードパーク内フードコートエリア |
| (2) 場所 | 佐賀県佐賀市川副町大字犬井道9476番地187 |
| (3) 面積 | 60.11 m ² |
| (4) 対象者 | 航空機利用者、来館者、関係者 |

3 フードコートエリアが目指す姿

フードコートエリアでは、待ち時間が短く、気軽にすぐ召し上がれるものを提供し、お客様が佐賀の食材や佐賀らしさを実感できるエリアを目指します。

4 実施条件

- | | |
|-------------|--|
| (1) 実施方法 | 佐賀空港内の構内営業許可を受けたうえで事業を行っていただきます。 |
| (2) 営業開始日 | ビル会社と協議の上、決定。 |
| (3) 営業日/時間 | 年中無休。開館から閉館時間内(航空機運航時間により変動有)。 |
| (4) 提供品目 | 気軽にすぐに召し上がれるもの。持ち帰りも可能なもの。
また、お客様の選択肢を増やすことを目的としてビル会社が指定する商品の委託販売を受け入れること。 |
| (5) 提供価格 | 適切な価格で提供してください。 |
| (6) 施設関連備品等 | ①原則として既存の厨房機器(別紙1「 厨房機器一覧 」)を使用し、その維持費用を負担してください。
②テーブル、イス等については、既存の家具を利用してください。
③既存の厨房機器の修理、更新はビル会社にて行います。
ただし出店者の故意・過失等出店者の責めに帰すべき事由によるものはこの限りではありません。
④上記機器備品以外の厨房用品、什器、その他必要な備品はビル会社承認の上、設置できることとし、その費用は出店者の負担とします。 |
| (7) 法令等の順守 | 食品衛生法、空港ビル管理上の規則その他法令、規則等に基づいた事業運営を行っていただきます。 |

- (8) 契約形態 使用貸借契約
なお、契約内容については取引条件を提示する場合があります。
- (9) 施設使用料 ①施設使用料は、毎月初旬に翌月分の使用料を請求します。
②施設使用料は月額 160,000 円(税抜)を基本とします。
なお施設使用料について、当初は上記金額としますが、今後の経済情勢等により見直す場合があります。
③共有の更衣室を使用される場合はロッカー使用料として別途 3,000 円(税抜)／箇所を負担していただきます。
- (10) 直接費 使用許可を受けた部分で使用する光熱水費については、計量器(子メーター)等により使用実績に応じ電気料および水道料の実費相当分を別途負担していただきます。
- (11) 使用に当たって ①施設・設備の管理の注意義務等 (ア)出店者は、使用許可物件(建築、電気、機械及び防災等の各設備は除く。)を善良な管理者の注意をもって維持保存しなければなりません。
(イ)(ア)の規定による維持保存のため通常必要とする修繕費その他の経費は、出店者の負担とします。
(ウ)出店者は、使用許可期間中、使用許可物件を指定する用途以外に供することはできません。
(エ)出店者は、使用許可に基づく権利の全部又は一部を他の者に譲渡し、転貸し、担保に供し、又は名義貸し等をすることはできません。
(オ)出店者は、使用許可物件について修繕、模様替えその他の行為をしようとするとき又は使用計画書を変更しようとするときは、事前に書面により承認を受けなければなりません。
- ②廃棄物の処理等 (ア)店舗で販売した商品・包装等から発生する全ての廃棄物回収・処分については、出店者の負担で責任をもって行ってください。
(イ)商品・廃棄物等の搬入・搬出は1階の東側出入口を使用してください。
- ③店舗内の清掃 出店者は、使用の許可を受けた部分の清掃を自ら行ってください。
また、営業時間中、使用許可部分に隣接する客席部分においても善良な管理の保持に努めてください。(エリア内グリストラップ含む)
- ④原状回復 (ア)使用許可が取り消されたとき又は使用許可期間が満了したときは、出店者は、自己の負担で、ビル会社が指定する日までに、

使用許可物件を原状に回復して返還してください。ただし、ビル会社が特に承認したときは、この限りではありません。

(イ) 出店者が原状回復の義務を履行しないときは、ビル会社は出店者の負担においてこれを行うことができます。

⑤ 損害賠償

(ア) 出店者は、その責めに帰す理由によって、使用許可物件の全部又は一部を滅失し、又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければなりません。ただし、使用許可物件を現状に回復した場合は、この限りではありません。

(イ) (ア)に掲げる場合のほか、出店者は、ビル会社が定める条件を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償額として支払わなければなりません。

(ウ) 出店者は、出店場所の使用に当たり、ビル会社又は第三者に損害を与えたときは、全て自己の責任でその損害を賠償しなければなりません。

⑥ 許可取り消しに伴う損失の取扱い

(ア) 使用許可を取り消した場合において、その取り消しにより出店者に損失が生じた場合でも、ビル会社はその損失を補償しません。

(イ) 使用許可が取り消された場合において、出店者が使用許可物件を改良し、有益費その他の費用が現存している場合であっても、その費用等の償還は行いません。

⑦ その他

(ア) 店舗内は全て禁煙とし、店舗内外に灰皿を設置することはできません。

(イ) 店舗の設置・運営に当たっては、使用許可条件、関係法規及び空港ビルの関係規則等に定める事項を遵守してください。

(ウ) ビル会社は、使用許可物件について随時に実地調査し、又は必要な報告を求め、その維持使用に関し、指示することがあります。

5 設備等の概要

別紙2「3階フロア全体図」及び別紙3「設備等配置図」を参照してください。

第2 応募者の資格・手続等

1 応募者の資格

応募の資格者は、次のすべての要件を満たしていることとします。

- (1) 募集の内容を理解し、出店に意欲があり、良質な飲食品等を適切な価格で提供できる能力を有するものであること。
- (2) 応募者が成年被後見人、被保佐人でないこと又は破産者でないこと。
- (3) 破産手続開始の決定を受けた法人又は精算法人でないこと。
- (4) 食品衛生法に基づく営業の禁止命令、停止命令又は改善命令の行政処分を過去3か年受けていないこと。
- (5) 県税(県民税、事業税及び地方消費税)の未納がないこと。
- (6) 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
 - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ② 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) (6)の②から⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。
- (8) 応募者又は応募団体の役員が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終えていない者でないこと。
- (9) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。

2 施設内覧

施設内覧は次のとおりです。

- (1) 開催日時 令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)の間で随時可能
- (2) 開催場所 九州佐賀国際空港 3階 フードパーク内フードコートエリア
- (3) 参加方法 参加を希望される場合は、**施設内覧申込書(様式1)**により申し込んでください。様式は佐賀ターミナルビル(株)のホームページからもダウンロードできます。
URL:saga-ab.jp
(FAX又は電子メールで送信する場合は事前にご連絡ください。)

送付先：〒840-2212 佐賀市川副町大字犬井道9476番地187

佐賀ターミナルビル(株) 総務部 事業企画グループ 宛

電話：0952-46-0100

FAX：0952-46-0109

Eメールアドレス：ml.jigyousaga-ab.jp

3 募集内容等に関する質問の受付

(1) 受付時間 令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)の間で随時受付

(2) 質問等の方法 「**質問書**」(様式2)により、FAX、電子メール、郵便又は持参にて提出してください。

様式は佐賀ターミナルビル(株)のホームページからもダウンロードできます。

URL:saga-ab.jp

FAX、電子メールでの提出の場合は、送信後、電話で着信確認を行ってください。

Eメールアドレス：ml.jigyousaga-ab.jp

(3) 回答 随時、佐賀ターミナルビル(株)ホームページで公表します。ただし、質問の内容に応じて、ビル会社の判断で質問者のみ回答を行う場合があります。

(4) その他 質問者は、応募を予定している方に限ります。

4 応募の手続

(1) 申請書類の内容

応募の申請に当たっては、次により申請書類を提出してください。

なお、当社が必要と認めた場合は、この他に資料の提出を追加して求めることがあります。

・**応募申請書(様式3)**

・**企画提案書(様式4)**

・**年間収支見積表(様式5)**

・**事業所概要書(様式6)**

・**誓約書(様式7)**

様式は佐賀ターミナルビル(株)のホームページからもダウンロードできます。

URL:saga-ab.jp

(2) 提出部数

申請書類は、1部提出してください。

(3) 申請期間

応募の申請を受け付ける期間及び時間は、次に掲げるとおりです。

申請期間：令和4年12月1日(木)～令和5年1月31日(火)(必着)

受付時間：午前10時から午後5時まで(土日、祝日は除く)

(4) 提出方法

申請書類の提出方法は、持参又は郵送とします。

提出先：佐賀ターミナルビル(株) 総務部 事業企画グループ

住所：〒840-2212 佐賀市川副町大字犬井道9476番地187

(5) その他

- ・応募の申請に係る費用は全て応募者の負担とします。
- ・申請書類で用いる言語は日本語、通貨は円とします。
- ・提出された申請書類は一切返却いたしません。

第3 出店者の決定方法

提出された申請書類により、社内審査し出店者を決定します。

審査結果については、各申請者に別途通知します。

第4 募集内容等の問合せ先

佐賀ターミナルビル(株) 総務部 事業企画グループ

電話：0952-46-0100

F A X：0952-46-0109

Eメールアドレス：ml.jigyoun@saga-ab.jp

第5 個人情報の取扱い

お預かりしました個人情報は、出店者選考のためのみに利用いたします。

厨房機器一覧

No	品名	規格			数量
		W	D	H	
1	一槽シンク	500	600	850	1
2	IHコンロ	300	450	120	1
3	コールドテーブル	1500	600	850	1
4	台下戸棚	1050	600	850	1
5	台下戸棚	1200	600	850	1
6	吊戸棚	1200	600	850	1
7	冷凍コールドテーブル	1800	500	995	1
8	吊戸棚	1200	350	650	2
9	コールドテーブル	1200	600	850	1
10	吊戸棚	750	350	330	1
11	冷蔵ショーケース	900	500	995	2
12	台下戸棚	1250	450	850	1
13	吊戸棚	1250	350	650	2
14	台下戸棚	1250	450	850	2
15	吊戸棚	1250	350	650	1
16	冷凍庫	600	610	858	1
17	台下戸棚	1350	600	850	1
18	IHコンロ	300	450	120	1
19	台下戸棚	1500	600	850	1
20	コールドテーブル	1500	600	850	1
21	架台			250	1
22	チップアイスマーカー	600	600	850	1
23	二槽シンク	1050	600	850	1
24	アンダーカウンター洗浄機	600	600	850	1

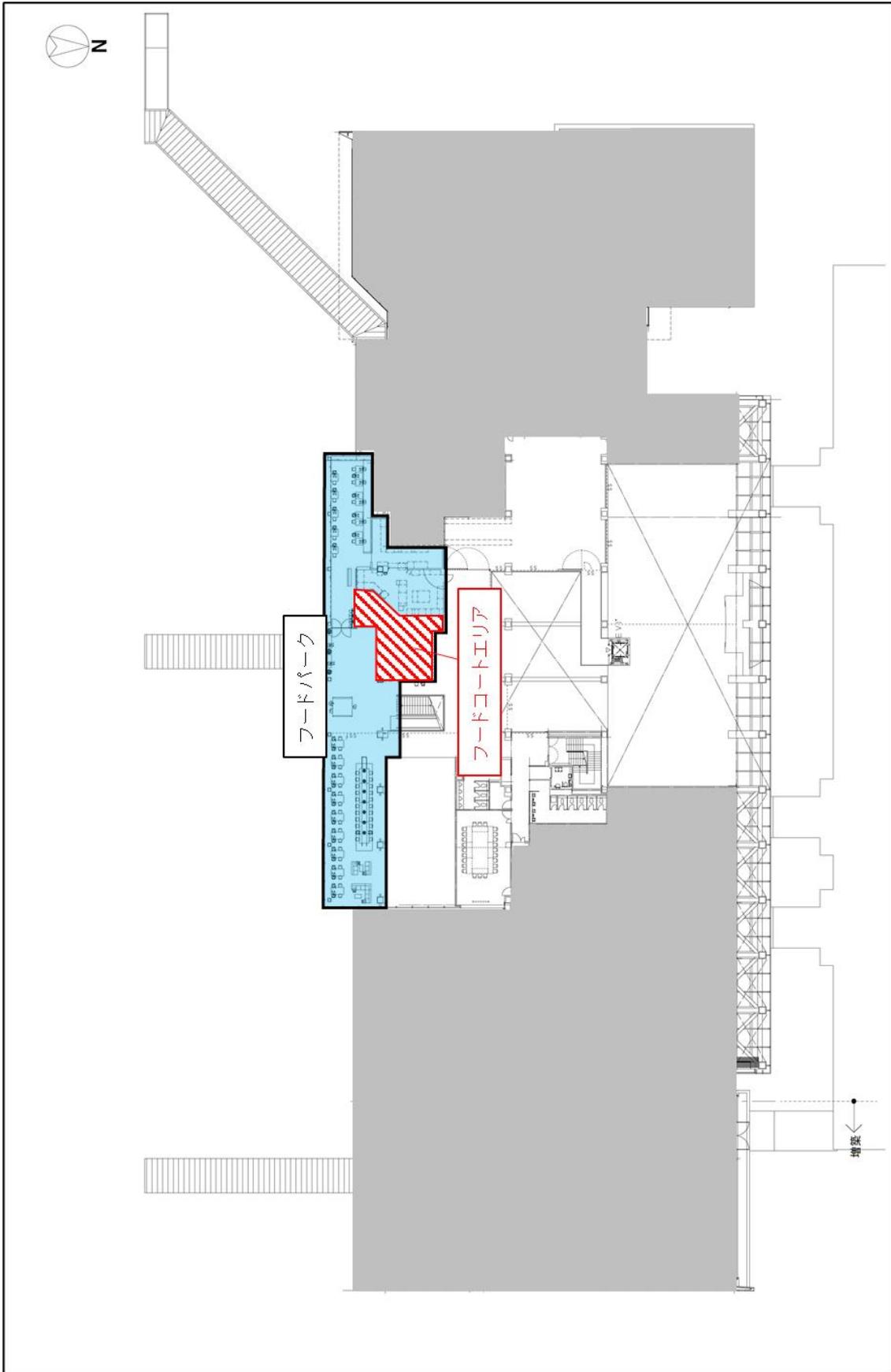
・No.1「一槽シンク」については、水洗のみ可。(油脂類を流すことは不可)

・No.23「二槽シンク」には、電気温水器(貯湯量 20L)からお湯を供給。

・エリア内数か所にコンセントあり。

ただし、容量が限られているため、出店者が別途機器を持ち込む場合は確認が必要。

3階フロア全体図



設備等配置図

